

# 会 議 録

## 1 日時

平成29年5月26日（金）

午後2時から午後2時45分まで

## 2 場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県庁 本庁舎6階 正庁

## 3 出席者

会長ほか委員25名（うち代理出席13名）欠席1名

（別紙出席者名簿のとおり）

事務局（地域安全課5名）

## 4 議題

平成29年度愛知県交通安全実施計画（案）について

## 5 議事の経過

### （1）開会

#### ○ 事務局（地域安全課主幹）

それでは定刻となりましたので、ただ今から平成29年度愛知県交通安全対策会議を始めさせていただきます。

開会にあたりまして、当対策会議の会長であります大村愛知県知事から御挨拶申し上げます。

### （2）挨拶

#### ○ 大村知事

はい、みなさん、こんにちは。

愛知県知事の大村です。

本日は、御多忙中にもかかわらず、平成29年度愛知県交通安全対策会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から、本県の交通安全の取組に対しまして、御理解と御支援をいただきますとともに、それぞれの分野で積極的に交通安全対策を実施していただいております、心から御礼、感謝を申し上げます。

さて、本県の交通事故情勢でありますけれども、昨年の交通事故で亡くなられた方は212人ということで、前年より1人減少でありましたが、14年連続の全国ワースト1位

という大変残念な結果となりました。

そして、昨年6月に、この会議で策定をいたしました、第10次愛知県交通安全計画では、平成32年、2020年までには、交通事故死者数を155人以下にするという目標を掲げておりますので、現段階ではなかなかこれは厳しい状況、目標だと思っております。

事故の特徴といたしましては、高齢者が関わる事故が多いこと、また、昨年は特に車両運転中のながらスマホに起因する痛ましい死亡事故が発生して、社会的にも大きな問題となったということでございます。

今年に入りまして、事故は多発しております、3月には今年1回目の交通死亡事故多発警報を発令いたしまして、事故防止を呼びかけて、抑制に努めてきたわけですが、4月以降も、昨年同時期より死亡事故の発生が多い、現段階でも昨年より多いという状況で、依然として厳しい状況が続いております。

県庁の1階の玄関に交通事故状況のボードがありますけど、埼玉で亡くなった方が75名、愛知が74名とその差1人ということでございます。なかなか今年も厳しい状況だと思います。

例年、夏以降に、死亡事故が多発する傾向にありますので、県や皆様方を始めとする関係機関・団体による広報啓発活動はもとより、警察による指導取締りなどを強力に実施をし、一層の交通事故の抑止を図っていかねばならないと思っております。

本日は、第10次計画に基づいて、国、県を始めとする実施機関が29年度に行う、具体的な事業内容を定める平成29年度交通安全実施計画案について、御審議をいただくこととしております。

交通事故防止を図るためには、道路交通環境の整備、交通安全教育の推進、道路交通秩序の維持、車両の安全技術など、幅広い関係者による、多種多様で総合的な施策が必要です。

実施計画策定後は、計画に沿って、それぞれのお立場で取組を進め、この全国ワーストというものを返上できるように、今年も皆様とともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今後ともよろしくお願い申し上げます、冒頭から私の御挨拶とさせていただきます。

何卒よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

### (3) 議事

#### ○ 事務局（地域安全課主幹）

ありがとうございました。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

愛知県交通安全対策会議の議長は、愛知県交通安全対策会議運営要綱第2

条第3項の規定により、会長であります知事が務めることとなっております。  
大村知事よりお願いいたします。

○ 大村知事

それでは、議長を務めて、会議を進めていただきます。

よろしくお願いいたします。

はじめに、愛知県交通安全対策会議運営要綱に規定をする、この会議の委員の定足数は26名でございまして、本日の出席者は、25名、欠席者は1名でございまして、本日の会議は成立しておりますことを報告いたします。

なお、本日の会議録につきましては、運営要綱の規定により、議長が指名する2名の方に署名をいただくこととなっておりますので、指名をさせていただきます。

愛知県市長会の中野正康一宮市長と松井圭介政策企画局長にお願いをいたしますのでよろしくお願いいたします。

本日は、お諮りする議題は、平成29年度愛知県交通安全実施計画についてでございます。

それでは、事務局から説明をしてください。

はい、どうぞ。

○ 事務局（地域安全課長）

それでは、お手元の資料1平成29年度愛知県交通安全実施計画（案）をご覧ください。

1枚おめくりください。

はじめにでは、この実施計画が、第10次愛知県交通安全計画の基本方針に従って、平成29年度における県内の陸上交通の安全に関し、国、県、県警、公社等が、具体的に講ずるべき施策を定めたものであること等について、当対策会議の会長であります知事の言葉を掲載しています。

次のページの目次をご覧ください。

本実施計画は、ローマ数字のⅠ計画の目標、Ⅱ本県の交通事故の現況、Ⅲ講じようとする施策などで構成しており、その主な内容について順次、御説明いたします。

始めに1ページを御覧ください。

ローマ数字Ⅰ計画の目標では、2実施計画の目標に、本計画の諸施策を確実に実施し、第10次愛知県交通安全計画に掲げる目標の達成に向け、着実に死傷者数等を減少させることを、目標といたしました。

次に、3ページを御覧ください。

ローマ数字Ⅱ本県の交通事故の現況です。

過去5年間の交通事故発生状況や4ページを御覧ください。

中ほどの3平成28年中の死亡事故の特徴として、(1)年齢別では、高齢者が全死者の5割を超えたこと、また、高齢者の当事者別では、歩行者と自転車を合わせて6割を超えたこと。

5ページを御覧ください。

中ほどの(3)道路形状別では、交差点での死亡事故は、全国最多で全体の約4割を占めたことなどを記載しています。

1枚めくっていただきますと、ローマ数字Ⅲ講じようとする施策です。

7ページを御覧ください。

第1節道路交通環境の整備、項目1、生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、細目1、生活道路等における交通安全対策の推進では、2計画の内容、(3)最高速度30キロメートルの区域規制等により走行速度の抑制をコンセプトとする生活道路対策であるゾーン30を推進します。

次に、8ページを御覧ください。

細目2、通学路等における交通安全の確保では、2計画の内容(2)歩道拡幅整備等により通学路の安全確保を図ります。

次に、11ページを御覧ください。

項目3、幹線道路における交通安全対策の推進、細目2、事故危険箇所対策等の推進では、2計画の内容(2)交通事故データや自動車の走行データに基づき、事故原因等を分析し、交差点改良やカラー舗装等を推進します。

次に、16ページを御覧ください。

中段の表項目4、交通安全施設等整備事業の推進、細目2、歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進では、2計画の内容(2)歩行空間等の整備として、ア、歩道及び自転車等の整備、イ、バリアフリー対策として、歩道の段差や勾配の改善などを進めます。

次に、22ページを御覧ください。

中段の表項目9、高度道路交通システムの活用、細目1、道路交通情報通信システムの整備では、2計画の内容(1)安全で円滑な道路交通を確保するため、渋滞情報等の道路交通情報を、ドライバーに対してリアルタイムに提供する道路交通情報通信システムの高度化を推進します。

少し飛びまして、39ページを御覧ください。

第2節交通安全思想の普及徹底です。

項目1、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、細目1、幼児に対する交通安全教育の推進では、1計画の実施方針及び重点施策の最下段で、チャイルドシート使用徹底モデル園を指定し、園児及び保護者を対象に参加・体

験・実践型の交通安全教室を開催します。

また、次のページの細目 2、小学生に対する交通安全教育の推進では、2 計画の内容（2）自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き、実施します。

なお、次のページ以降も、世代ごとに応じた具体的な計画を記載しております。

次に、43 ページを御覧ください。

中段の表細目 5、成人に対する交通安全教育の推進、2 計画の内容で、次の 44 ページを御覧ください。

（4）車両運転中のながらスマホは、極めて悪質で危険な行為であり、法令に違反していることを広く県民に周知してまいります。

次に、48 ページを御覧ください。

項目 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進です。

細目 1、交通安全運動の推進では、1 計画の実施方針及び重点施策として、年 4 回の交通安全運動を中心に、県民一人一人に交通安全思想の普及徹底を図ってまいります。

次に、50 ページを御覧ください。

細目 2、思いやりの意識と交通マナーの向上の推進では、2 計画の内容（2）自動車、自転車の運転者が、特に心掛ける、交通安全スリー S 運動を展開します。

（3）道路横断中の事故防止を図るため、運転者と歩行者が、お互いを尊敬するような行動を、ハンド・アップ運動として推進します。

次に、53 ページを御覧ください。

細目 4、自転車の安全利用の推進では、1 計画の実施方針及び重点施策、一番下の段落、高齢者及び小中学生に対しては、参加・体験・実践型の交通安全教室や交通安全自転車大会などを通じた広報啓発に努めます。

次に、64 ページを御覧ください。

第 3 節安全運転の確保です。

66 ページを御覧ください。

項目 1 運転者教育等の充実、細目 4、高齢運転者対策の充実では、2 計画の内容（5）高齢運転者対策の充実では、ア、高齢者に対する教育の充実といたしまして、75 歳以上の高齢運転者に対する免許更新時の認知機能検査の適切な運用を図るとともに、一定の交通違反をした場合における臨時認知機能検査等を確実に実施します。

次のページを御覧ください。

ウ、高齢運転者支援施策の推進といたしまして、申請による運転免許の

取消制度及び運転経歴証明書制度の広報に努めるとともに、運転免許証の返納しやすい環境整備を図ります。

次に、73ページを御覧ください。

下段の表、項目4、事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進、細目5、業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策では、2計画の内容に、初任運転者向けの指導・監督マニュアル策定や高齢者等に対する効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を実施します。

次に、75ページを御覧ください。

下段の表、項目5、交通労働災害の防止等です。

細目1、交通労働災害の防止では、2計画の内容(2)労働災害防止団体連絡会議の開催等、関係事業者団体等と連携し、防止対策を効果的に推進します。

次に、77ページを御覧ください。

項目6、道路交通に関連する情報の充実です。

細目2、気象情報等の充実では、2計画の内容(3)交通事故の防止・軽減に資するため、情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達します。

また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省、防災情報提供センターを通じて、気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供します。

次に、79ページを御覧ください。

第4節車両の安全性の確保です。中段の表、項目1、車両の安全性に関する基準等の改善の推進、細目2、安全に資する自動走行技術を含む、先進安全自動車の開発・普及の促進では、2計画の内容で、衝突被害軽減ブレーキ等、先進安全自動車を導入する運送事業者に対し支援を推進します。

次に、82ページを御覧ください。

中段の表、項目5、自動車安全に係る技術開発等の推進では、2計画の内容で、中堅・中小企業の技術のPR・取引先開拓のための展示会への支援、先進安全自動車に係る講習会及び体験試乗会などを実施します。

次に、84ページを御覧ください。

第5節道路交通秩序の維持です。

項目1、交通の指導取締りの強化等、細目1、一般道路における効果的な指導取締りの強化等では、2計画の内容、(1)本文3行目、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析し、取締り時間帯等を検討した上で、飲酒運転など交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、取締り要望の多い迷惑性の高い違反等に重点を置いた指導取締りを推進しま

す。

次に、90ページを御覧ください。

第6節救助・救急活動の充実です。

中段の表、項目1、救助・救急体制の整備、細目2、多数負傷者発生時における救助・救急体制の充実。

2計画の内容、次のページ(3)救急勤務医支援事業費補助金、業務負担の多い救急勤務医の処遇の改善を図ってまいります。

次に、97ページを御覧ください。

第7節被害者支援の充実と推進です。

上段の表、項目1、自動車損害賠償保障制度の充実等、1計画の実施方針及び重点施策といたしまして、自動車賠償責任保険、教材の有効期間確認の呼びかけと、無保険車等の違法性を訴え、加入を促進します。

次に、101ページを御覧ください。

第8節研究開発及び調査研究の充実です。

上段の表、項目1、道路交通の安全に関する研究開発の推進、細目1高度道路交通システムに関する研究開発の推進、2計画の内容では、産・学・行政一体の推進体制により、ITSの実用化に向けた調査研究事業などを実施します。

次に、104ページを御覧ください。

第9節鉄道交通の安全です。

上段の表、項目1、鉄道交通環境の整備、細目1、鉄道施設等の安全性の向上では、計画の実施方針及び重点施策として、鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するなど、長寿命化に資する補強、改良を進めます。

次に、110ページを御覧ください。

第10節踏切道における交通の安全です。

上段の表、項目1、踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備促進では、1計画の実施方針及び重点施策として、遮断時間が特に長い踏切道や主要な道路で交通量の多い踏切道等について、立体交差化を図ります。

以上、簡単ではございますが、平成29年度愛知県交通安全実施計画案につきまして、御説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

○ 議長（大村知事）

はい、それでは、ただ今事務局から説明がありました平成29年度愛知県交通安全実施計画案につきまして、御意見又は補足等ありましたらお伺

いをしたいと思います。

私から指名させていただいて、御意見を承ります。

最初に、交通管理者のお立場から愛知県警榊田警察本部長に伺います。

はい、どうぞ。

#### ○ 県警本部長

警察本部長の榊田でございます。

まずもって、皆様方には道路交通の安全等に資する各種活動を通じまして、地域社会の安心、安全の確立のために日々御協力をいただいているところでございまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

県下の交通事故情勢につきましては、先程、知事からお話がありましたけれども、昨日現在の交通事故死者は74人となっております。これは、前年と比べて7人の増加となっております。

現在、全国ワースト1位は、埼玉県になりますが、埼玉県と1人差でワースト2位となっており、一方、3位の大阪とは、14人開いているなど、非常に厳しい状況でございます。

昨日現在までの交通死亡事故の主な特徴について申し上げますと、高齢者の事故死者数が37人で、前年に比べますと4人減少しておりますが、全体の50パーセントを占めていることとなります。

また、交差点内における死亡事故が30件で、前年より3件増加し、全体の42.9パーセントを占めているほか、自転車の利用の事故死者が16人で、昨年より5人増加しているような状況でございます。

こうした情勢の中、平成29年度愛知県交通安全実施計画が策定される訳でございますけれども、現在の情勢下におきまして、平成32年までに交通事故による年間死者数を155人以下にするという第10次愛知県交通安全計画に掲げられた目標の達成は容易ではなく、交通事故抑止のための諸対策をより強力で推進していかねばならないものと考えているところでございます。

そこで、私ども警察といたしましては、交通死亡事故の抑止を最重要課題の一つに掲げるとともに、交通安全意識の更なる定着、交通事故に直結する違反の取締りの強化、そして、高齢者、子供等の交通弱者に配慮した道路交通環境の整備の3点を柱に掲げ、各種交通事故抑止活動を強力で推進しているところであります。

このうち、交通安全意識の更なる定着につきましては、歩行者保護の意識を徹底するため、自治体や企業等と連携した広報啓発活動を推進しているところでございます。



また、交通事故に直結する違反の取締りの強化につきましては、横断歩道における交通違反でありますとか、「ながらスマホ」を始めとする携帯電話使用等の取締り、さらに全国に先駆けて導入した可搬式速度違反自動取締装置による生活道路での速度違反の取締りを実施しているところでございます。

今後とも交通事故のない社会の実現に向けて、各種施策を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

それでは、続いて、児童、生徒に対する交通安全教育を担当する立場から、教育委員会後藤事務局長いかがですか。

○ 事務局長

教育委員会からは、児童生徒の交通事故の状況につきまして説明をさせていただきます。

平成28年度中に、県教育委員会から報告がありました、死亡事故を含む入院、1か月以上の治療を要するといった、いわゆる重大事故の人数でございますが、小学生14名、中学生7名、高校生は若干多くなっておりまして、37名で合わせて58名となっております。そのうち、4名の尊い命が失われましたことは、大変残念でなりません。

事故の内訳につきましては、中高生の自損や加害の事例も見られますが、約8割は児童生徒が怪我等を負う被害事案となっております。また、全体の50パーセント近くが、登下校中などの学校管理下で発生しております。

事故の原因を見ますと、飛び出しや周囲への配慮不足等、児童生徒側にも非が認められる事案がある反面、子供たち自身が交通法規を守って通行している状況で、運転者の前方不注意等に起因すると思われる事故が多く発生しております。歩行中の事故を含め、横断歩道を渡っていて被害に遭った事例が11件ございました。昨年10月に小学生が横断歩道上でトラックにはねられ、死亡した非常に痛ましい事故もその一つであります。

教育委員会といたしましては、交通安全教育につきまして、児童生徒等の心身の発達段階や地域の実情等に応じて、危険を予測、回避して主体的に安全行動をとる意識や能力を高めることが重要であると認識しており、総合的な学習の時間、特別活動等、学校教育活動全体を通じて取り組んでいるところでございます。

しかし、先程触れました10月の事故を受けましては、文書や会議の場

を通じ、「道路を横断する時は一度止まって左右と後ろの安全を確認する。」、「信号が青でも油断せず必ず確認する。」、「近づいてくる車が見えたら待つ。」といった基本的なことではありますが、改めて児童生徒へ交通安全指導の徹底を図ったところであります。

今後も引き続き、交通事故の傾向や注意点等の情報提供、特色のある取組を紹介するなど効果的な安全指導に取り組むように働きかけてまいります。

併せまして、通学路の交通安全対策につきましては、各市町村教育委員会に設置されております「通学路安全推進会議等」を核として、取組の基本的方針である「交通安全プログラム」を着実かつ確実に運用するとともに、保護者や地域ボランティア等による効果的な見守り活動の実施等、一層の取組推進を働きかけてまいります。

また、高校生につきましては、交通安全意識の向上を図るために、啓発資料の提供、交通安全指導者研修会等に取り組んでおるところであります。高齢者の事故が多発している状況に鑑み、今年度は特に、生徒が加害者になることがないように、高齢者の行動特性等に関わる研修内容を取り扱う予定としております。

いずれにいたしましても、児童生徒等の交通安全対策につきましては、教育委員会、学校だけではなく、家庭や地域、さらに県警察や道路管理者を中心とした関係機関との協働が必要不可欠でございます。

今後とも、緊密な連携と御協力をよろしくお願い申し上げます。

教育委員会からは、以上でございます。

○ 議長（大村知事）

はい、ありがとうございました。

続いて、道路管理者の立場から、河野建設部長、いかがですか。

○ 建設部長

はい、建設部では、交通安全実施計画に位置づけられました、16項目、35施策に取り組んでまいります。その中で主要な施策について御説明させていただきます。

実施計画3ページの愛知県の交通事故の現況には、記載がございませんが、道路管理者の立場で近年の愛知県の交通事故の現況を見てますと、死亡事故の過半数が幹線道路で発生している現況でございます。

また、亡くなられた方の約6割が歩行者、自転車の交通弱者が占めておりまして、その過半数の方が、自宅から500メートル以内の身近な道路で亡くなっている状況でございます。

このため、建設部では、幹線道路の事故対策を一層強化しますとともに、生活道路対策や交通弱者対策に取り組んでおります。

まず、幹線道路における交通事故の削減に向けた取組でございます。実施計画書の11ページでございますけれども、幹線道路における交通事故を効率的、効果的に削減するためには、特に事故発生割合が高い区間を抽出して、従来からの道路や交差点を改良する他、速効対策として、交差点に進入するドライバーに対して注意喚起を図るため、交差点手前の車線等のカラー舗装化を進めているところでございます。

この結果、平成20年から平成25年までに実施した対策箇所では事故件数を約3割減少するなどの成果をあげておりますことから、今年度も、しっかりと効果検証を行い、より効率的に対策を実施してまいります。

次に、生活道路対策としましては、7ページでございますけれども、自動車の走行データから、交通事故が多発するエリアにおける存在的な危険箇所を注目し、地域と相談させていただきながら、通過交通や速度の抑制を図るためのハンプや狭窄を設置するなど、人優先の安心、安全な道路空間に向けた取組を他の道路管理者とともに進めてまいります。

最後に、交通弱者対策でございます。

8ページになりますが、歩道設置やバリアフリー化を進めますとともに、最も身近な通学路において、歩道の整備を重点的に進めております。

このためには、県内の市町村が策定した、通学路交通安全プログラムに基づきまして学校、警察、道路管理者が連携して、危険箇所の点検と対策をPDCAサイクルにより実施していくことが極めて重要でございますので、建設部としましても引き続き、積極的に参画してまいりたいと考えております。

以上、建設部における主な交通安全に関する取組を説明させていただきました。

関係機関の皆様方には、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 議長（大村知事）

はい、ありがとうございました。

続きまして、自動車安全に係わる技術開発を推進する立場から吉澤産業労働部長、いかがですか。

○ 産業労働部長

はい、私ども産業労働部でございますが、第10次愛知県交通安全計画に対しましては、自動車安全に係わる技術開発等を推進する立場で参画しております。

その具体的な実施を担う機関といたしましては、平成25年度に設置をされました、自動車安全技術プロジェクトチームというのがございまして、私ども産業労働部がその事務局を努めております。

先程、知事からございましたけれども、交通事故死者数ワースト1の返上を目指す、形で、本県の企業・大学・行政が一体となって、自動車安全技術に係わる研究開発や実証実験、普及啓発活動などを推進しているものでございます。

この本プロジェクトチームの下に、2つのワーキンググループを設置をし、さらに具体的な活動に取り組んでいるところでございます。

そのワーキンググループのひとつですが、これは、「プローブ情報活用ワーキンググループ」と申しまして、実際に車が走行した位置や車両速度等の情報から生成された道路交通情報でありますプローブ情報、これを活用する形で、先程ありました、道路の対策等に活かすことを行っております。

二つ目でございますけれども、事故分析ワーキンググループと申しまして、これは、昨年度からは愛知県、それから、名古屋市のそれぞれのタクシー協会の強力の下、タクシーのドライブレコーダーの事故の映像から交通事故の特徴や原因、こういったものを分析することによりまして、今後開発すべき有効な自動車安全技術等についての検討を行う、そういったものに反映するといった、活動をしております。

さらに、究極の安全技術と言われております、いわゆる自動走行、こちらにつきましては、自動走行の実証実験にも、県として取り組んでいるところでございます。

昨年度、県内15市町村の実証エリアにおきまして自動走行の実証実験を実施いたしますとともに、自動走行のニーズや社会受容性についてのモニター調査を併せて実施いたしました。

本年度は、最新の技術開発動向や国の規制緩和の動きに連動いたしまして、最先端のいわゆるレベル4の遠隔型自動車走行システムなどを活用した実証実験を行うことで、更なる自動走行の実用化に向けた推進を図ってまいりたいと思っております。

そのほか、県民の皆様方を対象にいたしまして、衝突被害軽減ブレーキ等の自動車安全

技術を搭載した自動車に体験的に体験試乗していただく、体験試乗会や、高齢者の皆様に向けた講習会等を開催することによりまして、自動車安全技術の普及啓発活動を強化してまいりたいと思っております。

最後ですが、産業労働部といたしましては、こういった取組を通じまして、交通事故死者数と交通事故の減少に向けて引き続き努力してまいりたいと思っておりますので関係の皆様方引き続き、どうかよろしく申し上げます。

産業労働部からは、以上です。

○ 議長（大村知事）

はい、ありがとうございました。

それでは最後にですね、県の交通安全に関し、広報啓発を担当する立場から鳥居県民生活部長いかがですか。

○ 県民生活部長

はい、県民生活部では、県民総ぐるみの交通安全運動を中心とした広報啓発活動に取り組んでおります。

この運動の中では、自動車や自転車の運転者が特に心掛ける運転行動、ストップ、スロー、スマートのいわゆる、交通安全スリーS運動を前面に、思いやり運転の意識を広める取組などを進めております。

今年度は特に、事故死者数の5割を超える高齢者の事故防止対策、交通死亡事故の第一原因の約8割を占めるドライバーマナー向上対策、そして、車両運転中のながらスマホ対策、この3つを重点に広報啓発をしてまいります。

まず、高齢者対策といたしましては、新聞広告を始め、名古屋駅中央コンコースや高齢者が多く集まる施設等において、交通事故防止に効果のある反射材を促進する広報啓発を実施します。

また、併せて、認知症対策を強化した改正道路交通法と運転免許証の自主返納制度の周知も図ってまいります。

次に、ドライバーのマナー向上対策としては、県民モニターを募集して、ドライブレコーダーを活用した安全運転診断を実施し、御自身の運転を客観的に見直していただく機会を作ってまいります。

さらに、悪質で危険な、ながらスマホ行為を根絶するため、啓発効果の高いテレビCMの放送や危険性を体験できるイベントなどを実施してまいります。

このほか、飲酒運転の根絶、全ての座席におけるシートベルト・チャイルド

ドシートの着用率100パーセントを目指した運動、さらに、ハンドアップ運動などにも引き続き取り組んでまいります。

こうした広報啓発活動を通じまして、県民の皆様の交通安全意識の高揚を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○ 議長（大村知事）

はい、ありがとうございました。

とりあえず、県の各部局からは以上でございますが、それでは、さらに、委員さんで、御意見、質問等ございましたら、発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。はい、一宮の中野市長さん、どうぞ。

○ 愛知県市長会（一宮市長）

ありがとうございます。愛知県市長会を代表して、一宮市長の中野でございますけれど、出席させていただいております。

5月の県の広報ですが、新聞の前面広告で自転車のながらスマホをやめようという、強烈なメッセージを出していただきました。大変素晴らしい取組だと思っております。

私ども市長会、県内各市ですね、義務教育を担当しておりますので、自転車のながらスマホ、もちろんダメですし、また、歩きスマホですね、ながらスマホは自動車もダメだし、自転車もダメだし、歩きながらやめよう、という事をできるだけ、早い段階からメッセージとして、子供達に伝えていきたいなと思っておりますので、今日は、教育委員会の事務局長さんもおみえですけども、県内、各市がですね、しっかり県と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

引き続きよろしくお願いいたします。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

今年のながらスマホですね、大変悲しい事故がありました。色々対策等で、各活動していただきましてありがとうございます。

引き続きしっかりやっていければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

名古屋市中田局長いかがですか。

○ 名古屋市長（市民経済局長）

交通死亡事故につきましては、昨年、名古屋市は30人で、一昨年と比べて22人減らしたことで、今までの歴史の中で最も少なく、第10次計画における目標を達成したわけですが、今年に入りまして、大幅に増加し、昨日現在でプラス9人という状況になり、さらに力を入れていかなければならないと考えている次第でございます。

特に私どもは4月から、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を作りまして、65歳以上の高齢者の方には、努力義務なんですけれども、ヘルメットを被っていただきたいと思っております。まだまだ、65歳以上でヘルメットを被っている人は、名古屋市内ではあまり見かけませんので、これからどの様にしていこうかと思っております。

それから、10月からは、自転車も加害者になることがありますので、自転車を利用する方に努力義務ではなく義務としまして、保険に入っていたかどうかと取組みを始めております。

自転車は名古屋市内だけでなく、当然各市町村でも走っているわけですので、愛知県でありますとか近隣の市町村の方々とお話しながら、その様な運動を広げていけたらいいなと考えている次第でございます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございます。

それでは、国の機関から中部管区警察局いかがですか。

○ 中部警察局（広域調整第二課長）

特に意見はありません。

○ 議長（大村知事）

いいですか、はい、よろしく申し上げます。

それでは、道路の関係で中部地方整備局さんいかがでございましょうか。

○ 中部地方整備局長

先程、県さんの方から生活道路の一带ということで、交通安全対策の連携を進めていくお話しがありました。国の方としましても、ビッグデータ、プログ化された情報を元に対策における色々な各種情報というものを提供していきたいと思っております。

さらに、生活道路の対策に加えまして、幹線道路における道路の整備ということで、三遠南信あるいは名古屋名岐間、西知多さらには23号、153

号といった特殊ガイドの整備を図ることによりまして、幹線道路から生活道路に至るネットワークによって、適切なものを図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございます。

それでは道路の関係から中日本高速道路さんいかがでしょうか。

○ 中日本高速道路株式会社（副支社長）

中日本高速です。いつも日頃からお世話になっております。

交通対策については、愛知県さん、警察の方、協力して交通安全をプッシュするための取組をしております。

よろしく申し上げます。

○ 議長（大村知事）

それでは、名古屋高速の永田理事長いかがでしょうか。

○ 名古屋高速道路公社（理事長）

私どもでは、今年度、特に逆走とか、歩行者の皆さん方の歩行者心理、これは、本当に重大な事故に繋がる危険性があるということで、特に私どもは、逆走検知警告システムというものを5月1日から3か所で、運用を開始したところでございます。

4月3日の運用をする前の試験的にやっていた時に、たまたま、その検知が発動しまして、あやうく大事故になるところを、無力化にすることができたと聞いております。

結局、私どものところも、過去に5年、大体、逆走あるいは不審な進入が27件ほど、発生しているところでございますが、その中でもやはり、60歳以上の高齢者がいずれも多いということで、今後ともしっかりと、対策を講じまして、交通安全対策をしっかりとやってまいりたいと思っております。

○ 議長（大村知事）

それでは、愛知県道路公社山田理事長いかがですか。

○ 愛知県道路公社（理事長）

私どもも道路の利用者の方の安全には、特に注意を払ってきたわけでござ



いますが、つい、5月10日早朝に、逆走車両の対策で衣浦豊田道路本線で交通死亡事故が起きました。大変残念な事だと思っております。

それで私どもといたしまして、大変な事だと思っておりますので、さっそく、対応する事で、今年度中に道路公社全ての路線において逆走対策を実施してまいりたいと考えております。

引き続き関係の皆様方の御協力の方よろしくお願いしたいと思っております。

○ 議長（大村知事）

はい、ありがとうございました。

よろしいですか。

はい、それではですね、様々な御意見等々いただきましたが、平成29年度愛知県交通安全実施計画につきましては、原案ということで、原案とおりでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは原案どおり、これを決定させていただきます。

只今、決定されました、計画の推進につきましては、本日、御出席の各委員の皆様方の一層の御協力をお願い申し上げます。

あと、県民の皆様方と一体となった取組を進めていただいて、交通事故の無い社会、町づくり、交通事故を減らせるようにですね、29年度皆さんと一緒にしっかりと頑張っていきたいと思っております。

皆様には議事の円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。

これを持ちまして、議長の役目を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

(4) 閉会

○ 事務局（地域安全課主幹）

大村知事ありがとうございました。

以上で平成29年度愛知県交通安全対策会議を終了させていただきます。本日は、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございました。資料等お忘れ物のないように御注意願います。

どうもありがとうございました。

会議録署名委員

愛知県市長会 理事

---

会議録署名委員

愛知県政策企画局長

---

